

独立行政法人国際協力機構カンボジア事務所と名古屋大学との  
インターンシッププログラムに関する覚書

独立行政法人国際協力機構カンボジア事務所（以下「甲」という。）と名古屋大学（以下「乙」という。）は乙が甲に派遣する学生（以下「実習生」という。）のインターンシップ（以下、「実習」という。）に関して、以下の通り合意する。

（目的）

第1条 この実習は、乙の大学院学生を実習生として甲に派遣し、就業体験を通して甲の業務内容等につき実習生が実践的に実習できる機会を提供することを目的とする。

（実習生の人数）

第2条 甲は、乙と特段の合意をした場合を除き、この覚書の他の規定にしたがい、乙の大学院学生を1年間に2名（各学期1名）程度、実習生として受け入れる。

（実習生候補者の審査）

第3条 甲は、乙が実習生の候補者の選考を事前に行う場合であっても、乙から提供される情報に基づき審査を実施し、実習生の受入れの可否を決定するものとする。甲は、乙から提示される実習生の候補者が実習に相応しくないと甲が判断し、その結果、実習の実施時期の遅れ又は実習の不実施等により乙又は実習生の候補者に生じる不利益について何ら責任を負わないものとする。

（実習の期間及び時間並びに服務）

第4条 実習期間は原則、半年間とし、双方の合意により決定される。実習時間は原則として甲の勤務時間内で、甲乙双方が合意した時間とする。また、服務については、甲の定める規程及び関連規則を準用する。

（実習の内容）

第5条 実習の内容は、甲の業務に関連する範囲内のものとし、詳細は甲乙協議の上決定する。甲は、実習生として受け入れを決定した学生に対し、実習の内容を可能な限り具体的に提示する。実習に先立ち、実習生は実習計画書を作成し、甲及び乙に提出する。

（実習条件の変更）

第6条 実習期間、実習時間、実習内容等が当初の計画と相違する場合は、甲乙協議の上必要に応じて修正するものとする。

(実習の経費)

第7条 渡航・帰国にかかる経費（航空賃、査証取得費等）、実習に係る経費（交通費、食費、宿泊費等）は全て実習生の負担とする。また、甲は実習生から提供された役務に対する報酬等は支給しない。

(誓約書の提出)

第8条 乙は、実習に先立ち実習生の甲に対する遵守事項についての誓約書を実習生に作成させる。実習生の署名及び押印（外国人学生の場合は押印を省略することができる。）を得て、乙は甲に実習生の誓約書を送付するものとする。

2 誓約書は、実習期間、実習時間、実習内容、実習場所、服務、守秘義務、資料の帰属、経費の自己負担、保険加入義務、報告書の提出、実習の中止について規定するものとし、次の内容を含むものとする。

- (1) 実習生は、実習期間中は、甲の定められた規則に従い、甲の指導・助言により、実習を行う。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た甲の秘密に関わる事項について実習期間中はもとより、実習期間終了後においてもこれを第三者に漏らしてはならない。
- (3) 実習生は、甲の書類を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- (4) 実習生が実習の過程において収集した資料は全て甲に帰属するものとし、甲の指定するものについて実習生は甲の指定する期間内に、甲に提出しなければならない。
- (5) 実習生は、故意若しくは過失によって甲又は第三者に損害を与えた場合は、当該者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (6) 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は、甲の故意又は過失による場合を除き責任を負わない。
- (7) 実習生が第三者に与えた損害等により甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により甲が被った損害のうち、甲の故意又は過失によらない部分の補填をしなければならない。
- (8) 実習に要する経費は全て実習生が負担する。甲は実習生から提供された役務に対する報酬等は支給しない。
- (9) 実習中に発生した事故又は災害によって、実習生が被った損害等について、甲は、甲の故意又は過失による場合を除き責任を負わない。
- (10) 実習生は、実習終了にあたって、報告書を作成し甲に提出する。

3 乙は、実習生が前項の誓約書の規定を遵守するよう適切な指導を行わなければならない。

(学生の地位の保持)

第9条 実習生は、実習期間中、乙における学生の地位を保持し、乙の監督及び指導を受けるものとする。実習生が、退学等により乙における学生の地位を喪失した場合、乙は甲に対し実習期間の終了を求めることができる。

(損害賠償責任等)

第10条 実習生は、故意又は過失によって甲に損害を与えた場合は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。乙は、甲が実習生の受入れを承諾した後、実習生を損害賠償保険及び傷害保険に加入させるものとする。

2 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は、甲の故意又は過失による場合を除き責任を負わない。

3 実習生が第三者に与えた損害等により甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により甲が被った損害のうち、甲の故意又は過失によらない部分の補填をしなければならない。

(災害補償等)

第11条 甲は、実習生の実習期間中における災害補償について、甲の故意又は過失による場合を除き責任を負わない。

(海外旅行保険等への加入)

第12条 乙は、疾病や事故等により実習生が実習実施国以外の医療機関へ緊急に移送されなければならないような場合に備えて、実習生に、移送・看護費の支給及び緊急移送サービスを提供する各種海外旅行保険に加入させる。乙は、実習開始までに、加入する各種海外旅行保険で定める緊急時の連絡先及びサービスの利用方法等について実習生に周知徹底し、かつ、甲に対し関連の情報を提供するものとする。

(実習生の安全管理)

第13条 実習地における安全管理情報は甲が現地実習中の実習生に対し提供をする。実習地における非常時の対応については、乙は甲からの情報提供を受けた上で、必要と判断した場合には、実習生に実習の中止を指示する。その場合に乙は、甲に対して、事前に実習中止につき通知するとともに、実習生の安全対策への協力を要請することができる。

2 緊急に安全対策を要すると甲が判断する場合には、甲は、乙からの実習中止指示の有無にかかわらず、実習を中止することができる。その場合、甲は実習生の安全対策に協力し、乙は、実習生に対して帰国すること、実習地にとどまり身の安全を確保すること、又はその他の適切な措置を指示する。

(実習の中止)

第14条 実習生が誓約書の規定に違反したとき、又は次に掲げる行為があったときは、甲は、実習生の実習を中止することができる。

- (1) 甲の名誉、信用等を著しく毀損する行為があったとき
- (2) 甲の業務遂行に重大な支障を生じさせる行為があったとき
- (3) 実習生が実習上知り得た甲の秘密事項を漏えいしたとき
- (4) その他実習生としての信義に反する行為があったとき

2 甲は、前項の措置を講じたときは、速やかに、その該当行為を明示して文書によって乙に通報するものとする。

(覚書の有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、締結日から平成27年3月末日までとするが、有効期間満了日の3か月前までに甲又は乙いずれか一方から理由を付した書面による解約の申し入れをしない限り、同一条件をもって更に1年間延長するものとし、以後同様とする。ただし、延長による有効期間は最大でも平成35年3月末日までとする。

(修正)

第16条 甲又は乙いずれか一方から本覚書の規定について修正の申入れがあった場合は、甲乙協議の上、正当な権限を持つ者の署名により修正をすることができる。

(双方協議)

第17条 本覚書の規定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要なものについては、甲乙協議の上定める。

この覚書は2通作成し、甲と乙が各々1通を保有するものとする。

平成26年6月11日

甲 Building #61-64, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh, Cambodia

独立行政法人国際協力機構カンボジア事務所

所長 井崎 宏

井崎 宏

乙 名古屋市千種区不老町

国立大学法人 名古屋大学

理事・副総長（教育担当） 山本 一良

山本一良